

学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

(令和7年(2025年)6月12日県知事決裁)

熊本県知事が私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づき認可する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の申請に係る審査に当たっては、私立学校法その他の法令のほか、この審査基準によって審査する。

1 学校法人の寄附行為を認可する場合

高等学校、中学校、小学校、幼稚園、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 施設及び設備について

- ① 高等学校等の施設及び設備は高等学校等の種類に応じ、国又は知事の定める基準に適合するものであること。
- ② 施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りでない。
- ③ 校地は、開設時まで教育上支障のないように整備されるものであること。
- ④ 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- ⑤ 施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源は、寄附金を充てるつもりであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- ⑥ 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。
- ⑦ 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。

(2) 経営に必要な財産について

- ① 高等学校等の経常経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- ② 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、高等学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。なお、この場合において、1の(1)⑥及び⑦を準用すること。
- ③ 各年度の経常経費の財源については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として借入金を充てるものではないこと。

(3) 役員等について

- ① 理事及び監事は、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。
- ② 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- ③ 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- ④ 学校法人の事務を処理するため、その設置する高等学校等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織を設けられるよう努めること。
- ⑤ 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。
- ⑥ その他、規程の整備を含め、高等学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

(4) 既設幼稚園について

昭和50年8月11日現在、現に存する幼稚園については、昭和52年7月20日総務部長決裁の「既設幼稚園の学校法人認可基準」によること。

2 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 施設及び設備について

- ① 申請時において、設置経費の財源として、その7割に相当する額以上の寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入を収納していること。なお、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。
- ② 施設及び設備に係るその他の事項については、1の(1)(⑤を除く。)を準用すること。

(2) 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、1の(2)を準用すること。

(3) 役員等について

役員等については、1の(3)を準用すること。

(4) 既設校等について

- ① 既設の高等学校等の在籍生徒数が原則として収容定員の1.2倍未満でなければならないこと。
- ② 既設の高等学校等の在籍生徒数が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。
- ③ 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

具体的には、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が3割以下であり、かつ、従来設置している学校のための負債に係る償還計画が適正と認められるものでなければならないこと。

④ 高等学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば次の事項に留意すること。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私学振興財団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（私立学校教職員共済組合の掛金を含む。）の納付状況

3 学校法人が高等学校等の課程、学科又は部を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等の課程、学科又は部を設置する場合に係る寄附行為の変更認可については、原則として2に準じて審査する。